六項」に、「ニ若しくはホ」を「ホ若しくはヘ」に改め、「掲げる者」の下に「（ヘに掲げる者にあっては、当該同一人自身を子会社とする会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する者に限る。(4)において同じ。）」を加え、「イからハまで又はヘに掲げる会社」を「当該同一人自身及びイからニまで、ト又はチに掲げる者」に改め、同号トに次のように加える。

(1)　当該同一人自身の子会社

(2)　当該同一人自身を子会社とする会社

(3)　(2)に掲げる会社の子会社（当該同一人自身及び(1)又は(2)に掲げる会社に該当するものを除く。）

(4)　ホ又はヘに掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する会社（当該同一人自身及び(2)に掲げる会社に該当するものを除く。）及び当該会社の子会社

第十条第一項第一号トを同号リとし、同号ヘ中「ニ又はホ」を「ホ又はヘ」に、「会社（」を「法人等（」に、「ロに掲げる会社」を「イからヘまでに掲げる者」に改め、「及び当該会社の子会社」を削り、同号ヘを同号トとし、その次に次のように加える。

チ　トに掲げる者の合算子法人等又は合算関連法人等（当該同一人自身及びイからトまでに掲げる者に該当するものを除く。）

第十条第一項第一号ホ中「当該同一人自身を子会社とする会社」を「ロに掲げる者」に改め、「もの」の下に「ロに掲げる者に該当するものを除く。」を加え、同号ホを同号ヘとし、同号ニ中「の者」の下に「（国及び外国政府を除く。ヘ及び次号において同じ。）」を、「もの」の下に「（ロに掲げる者に該当するものを除く。）」を加え、同号ニを同号ホとし、同号ハの次に次のように加える。

ニ　当該同一人自身又はイからハまでに掲げる者の合算関連法人等（当該同一人自身及びイからハまでに掲げる者に該当するものを除く。）

第十条第一項第二号イ中「以下この項及び第四項」を「ロ及び第六項」に改め、同号ロ中「会社に」を「者に」に改め、同条第十二項を削り、同条第十一項中「第六項」を「第八項」に改め、「出資」の下に「（信用の供与又は出資に相当するものを含む。）」を加え、「もの及び」を「もの、」に改め、「区分」の下に「及び政令で定める率」を加え、「同条第三項」を「同条第三項第一号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項第一号から第三号までの規定中「又はその」を「又は当該漁業協同組合の」に改め、同項第四号中「理由に準ずる」を「もののほか、当該漁業協同組合及びその子会社等又は当該漁業協同組合の子会社等が合算信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしないこととすれば当該漁業協同組合及びその子会社等若しくは当該漁業協同組合の子会社等又は債務者等の事業の遂行に困難を生ずるおそれがある」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十一項を削り、同条第十項中「次に掲げる」を「同一人（同条第一項本文に規定する同一人をいう。以下この条において同じ。）に対する」に、「同条第一項本文」を「法第十一条の十一第一項本文」に、「の区分」を「とし、法第十一条の十一第一項本文及び第二項前段の政令で定める率は、百分の二十五」に改め、各号を削り、同項を同条第八項とし、同条第五項中「又は出資」の下に「（信用の供与又は出資に相当するものを含む。）」を加え、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第一項第一号ト」を「第一項第一号リ」に、「掲げる会社」を「掲げる者」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第一項各号の場合においてこれらの規定に規定する者が有する議決権及び前項の場合において会社又はその子会社が有する議決権」を「第一項、第二項第二号及び前項の議決権の割合を算定する場合」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項第一号」を「第一項第一号リ及び第二項第二号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　前項に規定する「合算子法人等」とは、次に掲げる法人等をいう。

一　他の法人等の意思決定機関を支配している法人等として主務省令で定めるもの（連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる法人等として主務省令で定めるもの（第三号及び次項において「受信者連結基準法人等」という。）に限る。以下この号及び次号において「実質親法人等」という。）がその意思決定機関を支配している他の法人等（以下この項において「実質子法人等」という。）。この場合において、実質親法人等及びその一若しくは二以上の実質子法人等又は当該実質親法人等の一若しくは二以上の実質子法人等がその意思決定機関を支配している他の法人等は、当該実質親法人等の実質子法人等とみなす。

二　子会社（前号に掲げる法人等を除く。以下この号において「実質子法人等以外の子会社」という。）。この場合において、実質親法人等及びその一若しくは二以上の実質子法人等若しくは実質子法人等以外の子会社又は当該実質親法人等の一若しくは二以上の実質子法人等若しくは実質子法人等以外の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する他の会社（前号に掲げる法人等を除く。）は、当該実質親法人等の実質子法人等以外の子会社とみなす。

三　前号に掲げる会社（受信者連結基準法人等に限る。）の実質子法人等（前二号に掲げる法人等を除く。）

3　第一項に規定する「合算関連法人等」とは、法人等（受信者連結基準法人等に限る。）又はその合算子法人等（前項に規定する合算子法人等をいう。以下この項において同じ。）が出資、取締役その他これに準ずる役職への当該法人等の役員若しくは使用人である者若しくはこれらであった者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は事業上の取引等を通じて、財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の法人等（合算子法人等を除く。）として主務省令で定めるものをいう。

第十条第十三項第四号中「理由に準ずる」を「もののほか、当該連合会が信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしないこととすれば当該連合会又は債務者等の事業の遂行に困難を生ずるおそれがある」に改め、同条第十四項第一号から第四号までの規定中「又はその」を「又は当該連合会の」に改め、同項第五号中「理由に準ずる」を「もののほか、当該連合会及びその子会社等又は当該連合会の子会社等が合算信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしないこととすれば当該連合会及びその子会社等若しくは当該連合会の子会社等又は債務者等の事業の遂行に困難を生ずるおそれがある」に改め、同条第十五項中「第十項まで（第七項を除く。）」を「第十一項まで」に改め、「出資」の下に「（信用の供与又は出資に相当するものを含む。）」を加え、「もの及び」を「もの、」に改め、「区分」の下に「及び政令で定める率」を加え、「同条第三項」を「同条第三項第一号」に改め、同条第十六項を削る。

（保険業法施行令等の一部改正）

第十条　次に掲げる政令の規定中「受けた者（その）」を「受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者及びこれらの者の）」に改める。

一　保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）第四十七条第二項及び第十五項並びに第四十七条の二第四項及び第十四項

二　保険業法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第三十三号）附則第五条の二第三項